

国民の健康づくりに向けた PHRの推進に関する検討会(第1回)

令和元年9月11日

資料 7

# PHRの検討に関する 論点や基本的な方向性について (案)

令和元年9月11日 厚生労働省

# PHR (Personal Health Record) について

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、本人や家族が

正確に把握するための仕組み (※成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日閣議決定) より引用・一部改変)

※日本においては厳密な定義はされていない

#### 本人の健康等情報 健康情報 医療等情報 (健診・検診情報) •薬剤情報 •検体検査 •特定健診 •後期高齢者健診 事業主健診 •乳幼児健診 •妊婦健診 •骨粗鬆症検診 がん検診 肝炎ウイルス検診 · 歯周疾患検診 筡 •学校健診 等 (生活習慣に関する情報) •食習慣 ·運動習慣(歩数等) ※健康等情報ではないが、PHRと合わせて提供 等 •飲酒 • 喫煙 •睡眠時間 することが効果的と考えられる情報について **右検討** (その他) 等 •予防接種歷

PHRとして活用する健康等情報の種別や、その電子化・管理・保存の方向性の整理

情報を活用して、自身の健康状況を正確に把握できる環境の整備

#### 想定される効果

- ①本人の日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながる
- ②健診結果等のデータを簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

# 論点の考え方

PHRの活用に関する論点として、以下のような点が考えられるのではないか。

- (1) PHRとして提供する情報(情報の種別や提供範囲)
  - ① 利用目的による整理
  - ② 発生する情報の性質等による整理
- (2)情報提供・閲覧の在り方
  - ① 円滑な提供等
  - ② 適切な管理
  - ③ 適正かつ効果的な利活用

# (1)提供する情報の考え方

### 利用目的からの整理

PHR検討会では、「経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)」や「成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日閣議決定)」に基づき、個人の健康増進や行動変容の促進等を目的としたPHRを前提として、各論点について検討する。

閲覧者	活用目的	論点			
		提供する情報	情報提供・閲覧の在り方		
			円滑な提供等	適切な管理	適正かつ効果 的な利活用
個人とその家族等	個人の健康増進や行動 変容の促進等 (PHR事業者を介した活 用も含む。)	「経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)」 や「成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日閣議決定)」に基づき、 本検討会で主に検討いただく範囲とする。			
プロフェッショナル (医療従事者等)	通常診療の効率化・質 の向上				
	緊急時医療の効率化・ 質の向上				
研究者	研究開発の促進				

# (1)提供する情報の考え方

### 発生する情報の性質等からの整理

PHRに活用され得る情報について、以下 **4 つの体系に整理し、段階的に検討を行う**ことで提供可能な情報を特定してはどうか。

#### 情報の体系

### 本検討会における整理イメージ

区分

#### PHRに活用され得る情報は健康情報、医療等情報に区分可能

- 医療等情報: 医療現場の診療・検査等において発生する情報 など
- ・健康情報:健診・検診や生活習慣等健康管理に資する情報 など ※ なお、介護情報については、本検討会の検討範囲とはしない。

①PHRの目的に資する 情報の種別の選別

種別

#### 各区分の内、PHRの目的に資する具体的な情報の種別

Ex) 健康情報:特定健診、事業主健診、骨粗鬆症検診 など

発生情報

#### 各情報の種別の内、実際に発生する情報の詳細

Ex) 骨粗鬆症検診:受診歴、陽/陰の別、検査値、X線画像等の生データ など

提供情報

発生する情報の内、PHRにより提供すべきと考えられるもの

②各種別において 発生する情報の特定

③発生情報のうち、 PHRで提供する情報の選択

# (2)情報提供・閲覧の在り方

### 情報提供等に関わる主体間の役割分担等の整理

- PHRとして情報提供等を行うに当たっては、国・自治体・公的機関や、民間事業者、また個人など様々な主体が関与することになる。
- 情報の提供や閲覧、保存方法等について、**国・自治体・公的機関が主体となって整備する** 事項、民間や個人が主体となって整備する事項など、その費用対効果等を踏まえ、国・自 治体・公的機関、民間又は個人の役割分担を含めて整理してはどうか。
- その際、個人の経済状況等によって格差が生まれないように、**最低限のインフラは国・自治** 体・公的機関で整備すべきではあるが、その範囲も明確にしていくことが必要ではないか。

### 情報提供等の在り方に関する整理

情報提供等の在り方について、①円滑な提供等、②適切な管理、③適正かつ効果的な利活用の3つの視点から検討してはどうか。

①円滑な提供等

情報提供の方法、適切なデータ形式、電子化・標準化

②適切な管理

データの保存期間、保存主体・場所・方法

③適正かつ効果的な利活用

民間事業者のセキュリティ確保、及び事業者間の相互運用性等のルール

# 次回検討会に向けた今後の作業(案)

## 「PHRの推進に関する基本方針(仮称)」の素案作成に向けた作業班の設置

次回検討会において「PHRの推進に関する基本方針(仮称)」を取りまとめることとする。このため、基本指針検討作業班を設置し、次回検討会までに「基本方針」の素案を作成することとしてはどうか。

# 【基本指針検討作業班について(案)】

- 宮田裕章構成員を作業班長、岡村智教構成員を副班長とする。
- 具体的作業については、事務局及び野村総合研究所(委託先)が行う。
- 作業に際しては、必要に応じて有識者や関係団体の意見を聴取しながら進める。

### 関連調査の実施

PHRの検討を進めるために必要な以下の調査を実施してはどうか。

- ① 自治体向け調査 (野村総合研究所に委託)
  - ・・・全自治体に対して、アンケート調査を実施。 ex) 自治体が実施する各種健診・検診の情報の取扱い、電子化状況 等
- ② 医療機関向け調査(委託先を公募中)
- ③ 海外調査(委託先を公募中)